

自治体フロントヤード改革モデルプロジェクト
(令和6年度補正予算)
報告書

令和8年3月

茨城県つくば市・静岡県浜松市

【先駆けとなるような改革に取り組むモデル】

目次

1.	事業概要	1
1.1	概要	1
1.2	背景・目的	1
2.	庁内の推進体制	2
2.1	つくば市における推進体制	2
2.2	浜松市における推進体制	3
3.	目指す姿・改革全体の KPI	4
3.1	フロントヤード改革により目指す姿	4
3.2	改革全体の KPI	4
4.	モデルプロジェクトのスケジュール	5
5.	現状分析・課題抽出の取組	5
5.1	現状分析・課題抽出の取組	5
5.2	課題への対応	6
6.	データフロー	6
7.	費用対効果向上に向けた工夫	8
8.	取組報告	8
8.1	個人情報保護法との関係	8
8.2	特定個人情報保護評価（PIA）の実施	11
8.3	活用想定	12
8.3.1	住民の現状把握	12
8.3.2	将来人口推計	12
8.3.3	国・県への報告データの作成	13
8.3.4	その他データの集計の自動化	13
9.	KPI の達成状況	14
10.	改革の効果・さらなる業務改善の検討	14
10.1	改革による効果	14
10.2	更なる業務改善の検討	15
11.	今年度の取組における課題・要因・解決策、今後の見通し	15
11.1	取組の中で生じた課題・要因・解決策	15

1. 事業概要

1.1 概要

本事業は、住民基本台帳事務、税、保健、福祉などの個人番号利用事務系の基幹業務におけるシステム標準化対象業務のデータ等を、データ分析ツールを活用して可視化・分析するための環境を整備するものである。

コンビニ交付サービス等で実績のある地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の自治体基盤クラウドシステム（BCL）を活用することで、機密性の高い基幹業務データの利活用が可能となる。標準システムの基本データリストのとおりデータを BCL に格納することで、自動でデータの抽象化・クレンジングを実施できる仕組みとする。また、他自治体にも容易に横展開が可能なサービスとするため、マルチテナント化で他自治体との費用分担を実現する。

本環境は、今年度浜松市で構築している実証環境を一部活用しつつ、マルチテナント化や基本データリストの連携機能を整備する。また、連携データ内にて特定個人情報が含まれる範囲においては、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保し、プライバシーに対する影響を事前に抑止・軽減するため、特定個人情報保護評価（PIA）を実施する。本環境を使用した職員のデータ分析に当たっては、分析に必要なデータのみを利用できるようにアクセス権を制御する。

1.2 背景・目的

つくば市では、平成 30 年（2018 年）からデータの必要性・有用性を理解するための職員研修を職層別の人事研修として位置づけて実施している。これにより、データの必要性・有用性の理解は普及してきているが、データを分析可能な環境が表計算ソフト等に限られるだけでなく、データの抽出やクレンジング作業などの前処理に時間がかかることから、基幹業務データの活用が進んでいないのが現状である。この基幹業務データは、日々収集されており、オープンデータでは得られない、都市の現状を正確に把握するための唯一のデータである。

浜松市においても、基幹業務データの効果的な活用が進んでおらず、庁内外から行政サービス向上のためにデータに基づく政策立案や部局間連携が求められている。EBPM は多くの自治体で推進すべき課題となっているが、分析基盤の構築・運用コストが障壁となっている。

そこで、本事業を実施し、マルチテナント化して他自治体との費用分担を実現した上で、個人番号利用事務系のシステムで保有する基幹業務データを活用可能な環境を整備する。データの可視化・分析した結果を政策の立案や既存事業の見直しに活用することで、行政サービスの高度化・効率化を図る。これにより、根拠（データ）に基づく政策立案（EBPM）を実現し、住民サービスの質を向上させるとともに、職員の業務負担を軽減し、持続可能な行政サービスの提供体制を確立する。

【先駆け（住民情報の活用に向けたシステム開発）】

茨城県 つくば市
（人口 26.0万人 人口密度 917人/km²）

研究学園都市 施行時特例市 人口増加

静岡県 浜松市
（人口 78.5万人 人口密度 504人/km²）

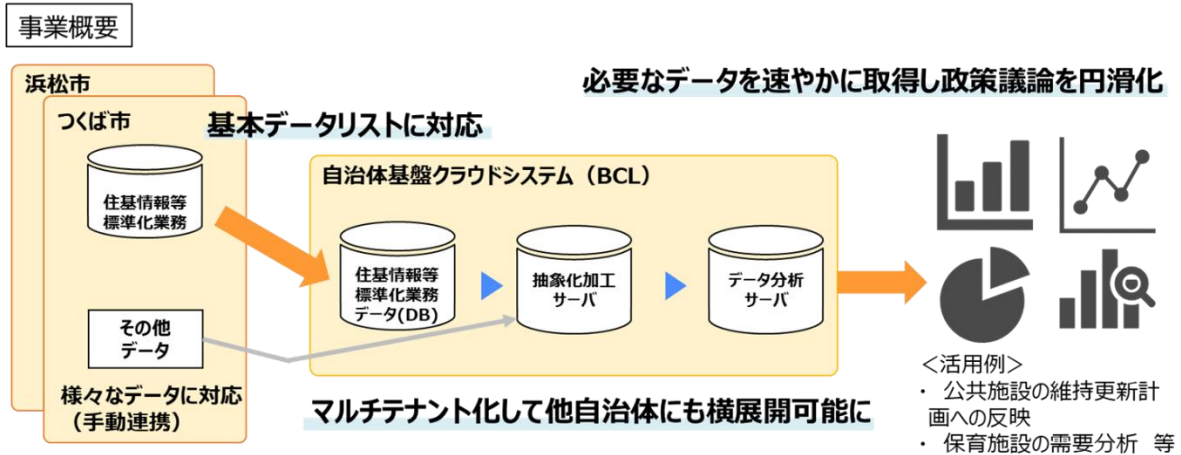
政令指定都市 人口・面積県内最大

○行政課題（公共施設の最適配置、保育施設の需要分析等）に対応するため、**保有データを庁内で活用できるよう抽象化し、庁内での安全な利活用に資するシステムを開発**

○抽象化等を行うシステムはマルチテナント化することで**複数自治体での共同運用が可能なサービスを構築**

○システム間のデータ連携は標準化対象システムから抽出可能な統一のインターフェイス（基本データリスト）に対応。

- ・団体ごとに必要なデータクレンジングのコストや労力を省力化
- ・分析データのファイルレイアウトや定義が揃い、分析・可視化ノウハウの自治体間共有や再利用が可能



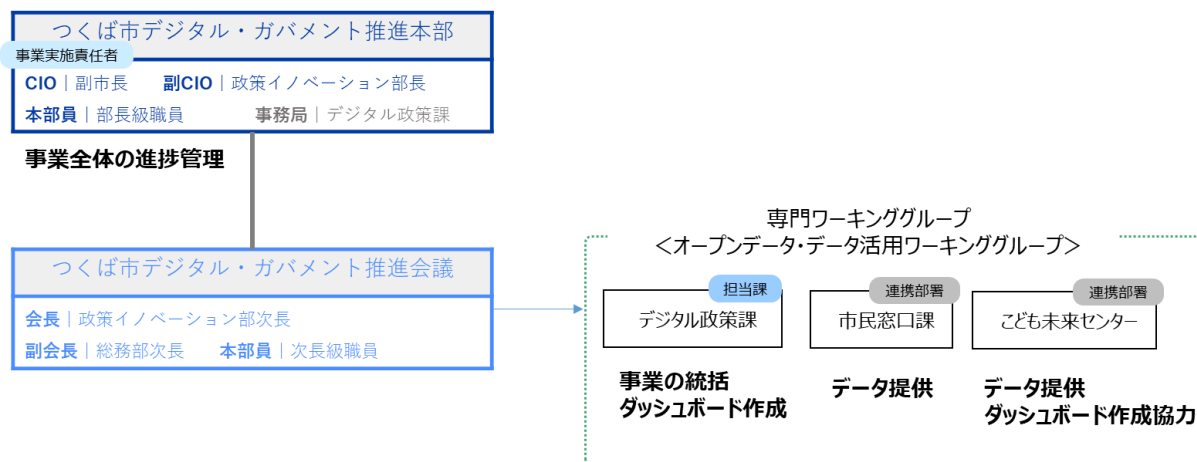


図2 つくば市推進体制図

2.2 浜松市における推進体制

浜松市では、副市長を全体統括者、デジタル・スマートシティ推進課を事業統括の主担当として本事業を推進する。その他セキュリティ面から情報システム課、データ提供部署として市民生活課、国保年金課及び実際に分析データを活用する各課と連携する体制としている。

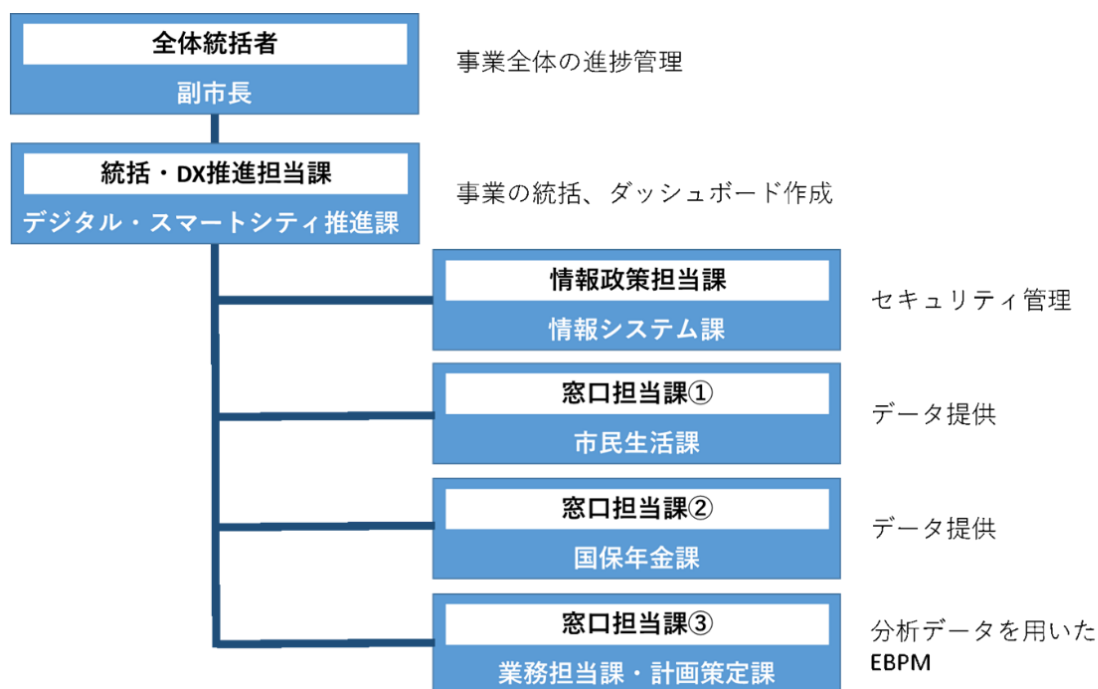


図3 浜松市推進体制図

3. 目指す姿・改革全体の KPI

3.1 フロントヤード改革により目指す姿

本事業では、基幹業務データを含む様々なデータを可視化・分析し、その結果が政策の立案や既存事業の見直し・廃止といった判断の根拠として活用されるような、「政策判断がデータに基づき行われるデータドリブンな行政経営の実現」を目指す。これにより、根拠（データ）に基づく政策立案（EBPM）を実現し、住民サービスの質を向上させるとともに、職員の業務負担を軽減し、持続可能な行政サービスの提供体制を確立する。

3.2 改革全体の KPI

本事業における KPI は次のとおりである。

表 1 KPI 一覧

KPI 指標名	目標 (時期)	改革前 (時点)	設定の背景
【つくば】分析結果を「エビデンス」として利用したケース数	20 (R9 末)	0 (R6.4)	本基盤で分析した結果がどの程度利用されているかを確認するための指標であり、庁内への調査によって把握する。
【つくば】本基盤で作成した表・グラフの数	40 (R9 末)	0 (R6.4)	本基盤を利用してデータ分析するために作成した表やグラフの数であり、データ分析サーバを確認して把握する。
【浜松】分析結果を「エビデンス」として利用したケース数	60 (R9 末)	0 (R6.4)	本基盤で分析した結果がどの程度利用されているかを確認するための指標であり、庁内への調査によって把握する。
【浜松】本基盤で作成した表・グラフの数	60 (R9 末)	0 (R6.4)	本基盤を利用してデータ分析するために作成した表やグラフの数であり、データ分析サーバを確認して把握する。

4. モデルプロジェクトのスケジュール

本事業のスケジュールは次のとおりである。令和7年3月までに両市における推進体制の構築や現状分析・課題把握、4～6月に仕様検討と契約手続を実施した。6月から環境の構築を行い、12月にダミーデータによる連携テスト、標準準拠システムへの移行後である令和8年1月以降に本番データの連携テスト及び運用テストを実施しているが、標準準拠システムへの移行に係る対応が生じたことやBCLにデータ連携した際のエラー対応により、約1か月程度遅延が生じ、本稼働は3月となった。

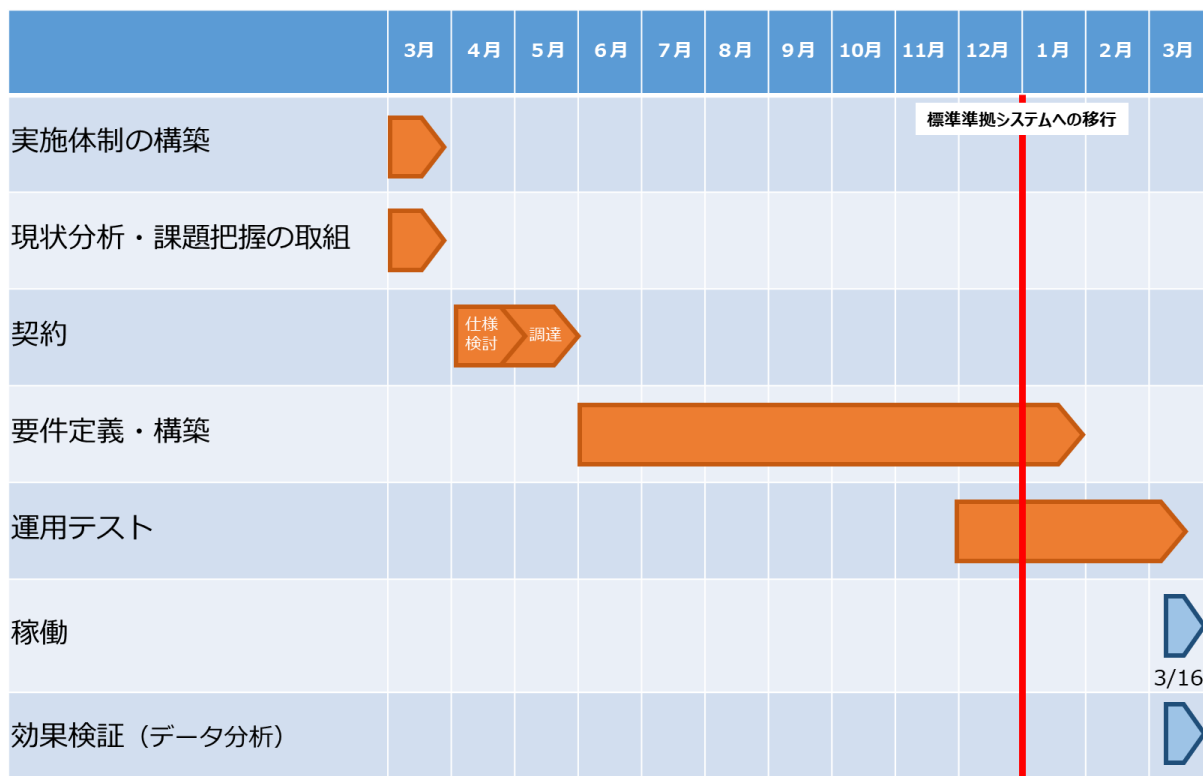


図4 スケジュール

5. 現状分析・課題抽出の取組

5.1 現状分析・課題抽出の取組

先述のとおり、つくば市では、平成30年（2018年）から職層別の人事研修としてデータ利活用研修を実施している。受講者へのアンケートにおいて、「通常業務におけるデータを取扱う機会の変化」や「データの活用状況」、「データ活用の有効性」など設問から、データ活用のニーズを把握している。また、各部署からのデータ利活用に関する相談において、住民基本台帳等の基幹業務データによる住民の現状把握に対するニーズも確認している。

ニーズがある一方で、現状データを分析可能な環境が表計算ソフトに限定されることから、データ量

の多い基幹業務データの取扱いは困難である。

このような課題に対する解決策として、神戸市などの先進自治体においては、基幹業務データを安全に可視化・分析するための「庁内データ分析基盤」を構築している。

しかし、庁内データ分析基盤の構築・運用には相当のコストがかかり、個人情報の取扱いに関する個人情報保護法上の整理も不明確なことから、自治体の参入ハードルが高くなっている。

5.2 課題への対応

先進自治体の事例を参考に、基幹業務データを安全に可視化・分析するための庁内データ分析基盤を構築する。基幹業務システムの標準化を機に、基本データリストと呼ばれる統一フォーマットでのデータ出力が可能となることから、データの抽象化やクレンジングなどの加工が一定のルールに基づいて実施することが可能となる。これにより、データ加工の仕組みの横展開が可能となることから、単独自治体による構築ではなく、マルチテナント化し、クラウドサービスとして他自治体と共同で利用することで、構築コストを無くし、運用コストも最小限にすることができる。また、個人情報の取扱いに関する個人情報保護法上の整理についても、本事業において総務省や個人情報保護委員会と協議する。

6. データフロー

データフローは次のとおりである。

- (1) マイナンバー利用事務系で保有するデータを基本データリスト形式で出力
- (2) 各自治体に構築した BCL にデータを連携するためのバックアップ連携 AP から連携
(定期的にバックアップ連携 AP に対象データを出力する仕組みとすることで、自動連携を実現)
- (3) BCL の中間 DB にデータを格納
- (4) 中間 DB から事業者が管理する領域である「データ分析基盤」のデータ連携 DB にデータを複製（その際マイナンバーが紐づいている場合は削除）
- (5) データ連携 DB のデータに対して抽象化加工を行い抽象化 DB に格納

【抽象化加工】

- ・氏名の削除
 - ・宛名番号、世帯番号、住民票コード等のハッシュ化
 - ・住所は番地以下を削除（大字まで残す）
 - ・生年月日は日を削除（月まで残す）
- (6) 抽象化 DB のデータに対して事業者のノウハウに基づく集計を行い分析結果 DB に格納
 - (7) データ分析 (BI) サーバで分析結果 DB 及び抽象化 DB のデータを参照して可視化・分析

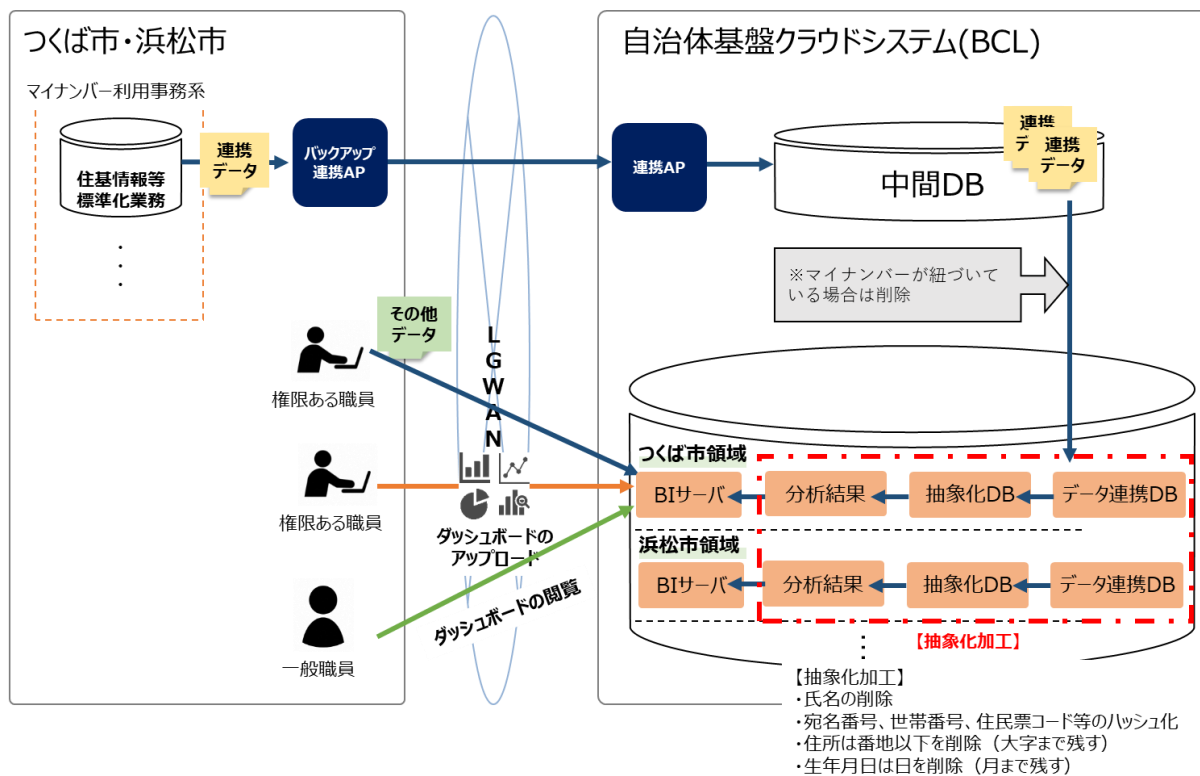


図5 データフロー図

なお、マルチテナント化に当たっては、図6のとおり、自治体ごとにDB、パイプライン※1及びサイトを分離することにより、各自治体のデータをセキュアに保つ設計としており、他の自治体のデータは、システム上閲覧できない設計としている。

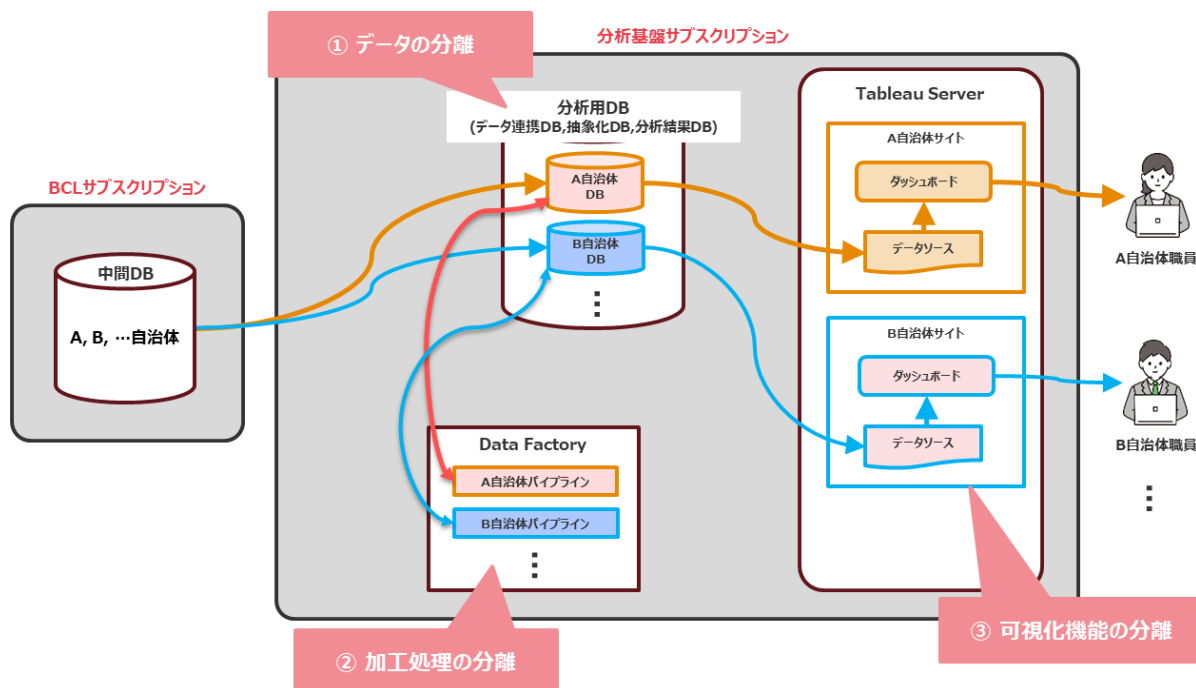


図6 マルチテナント化の仕組み

Data Factory : Microsoft Azure 上で利用可能なデータ加工ツール。

パイプライン：Data Factoryにおいて一連のステップをまとめたもの。パイプラインを分けることによって、データの混在を防ぎ、セキュアな環境を実現。

7. 費用対効果向上に向けた工夫

本事業は KPI として、「庁内において作成した表やグラフなどのダッシュボードが政策の立案・廃止・見直し等の根拠としてどの程度利用されたか」というユースケースの数を掲げている。限られた予算の中で効果を向上させる取組みとして、共同利用自治体間でのノウハウやダッシュボードテンプレートの共有を実施する。また、庁内での活用を定着させるため、庁内周知や操作研修を実施する。

コスト削減の取組みとしては、先述のとおり、マルチテナント化によって他団体との共同利用を実現し、利用・運用コストの低減を実施する。先行して令和6年度に単独で構築している浜松市においては、単独導入時と比較して導入・運用費用を26.6%削減できる見込みである。

**ノウハウ・ダッシュボードテンプレートを共有することで
他自治体の活用事例を速やかに実装可能**

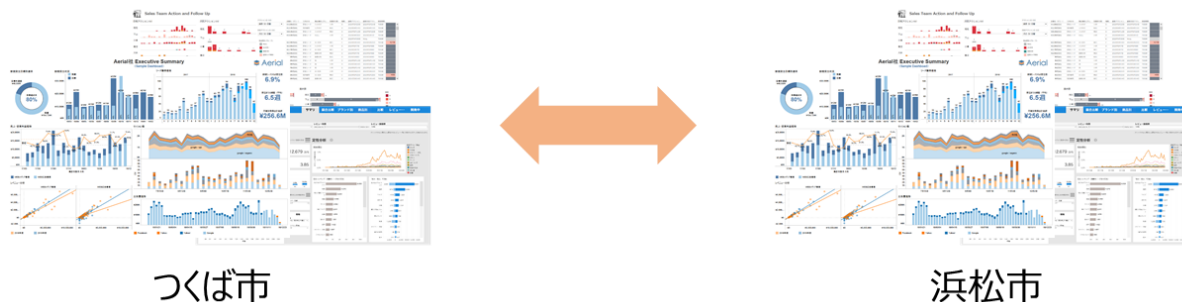


図7 ノウハウの共有

8. 取組報告

8.1 個人情報保護法との関係

本事業における取組については、データ分析ツールを活用し、保有個人情報の加工を行い、特定の個人との紐づきを排した業務統計※2を作成するものである。保有個人情報の取扱いは図8のとおりである。

 $\times 2$

業務統計とは、国や地方公共団体が作成する公的統計の一類型であり、業務データを集計し、作成される統計をいう。なお、公的統計にはこのほか、統計調査により作成される統計（調査統計）のほか、他の統計を加工することにより作成される統計（加工統計）がある。

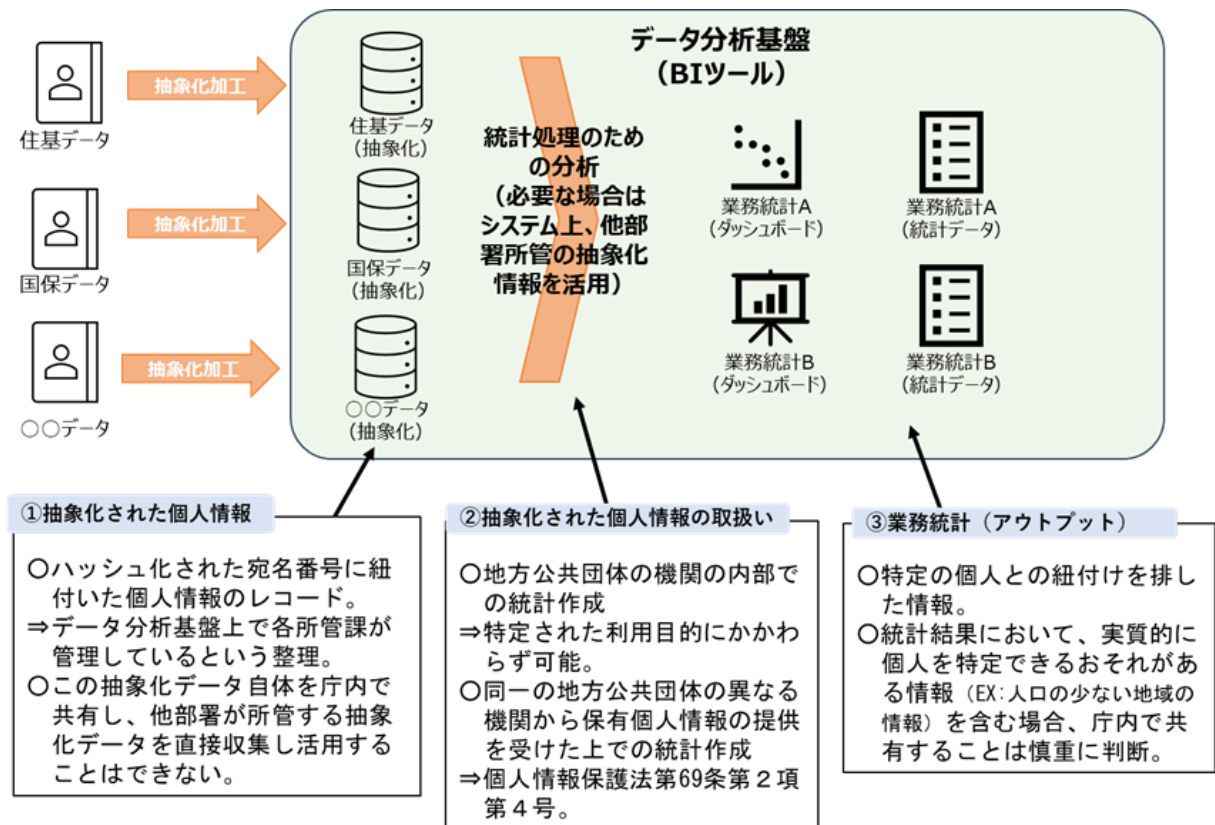


図8 保有個人情報の取扱い

地方公共団体においては、自ら所管する保有個人情報のみを活用して業務統計の作成を行うケースについては、特定された利用目的にかかわらず、対応することができる。また、市長部局と教育委員会など、同一の地方公共団体の異なる機関が所管する保有個人情報を活用して業務統計の作成を行うケースについては、個人情報保護法第69条第2項第4号の規定により、保有個人情報の提供を受けることが認められている。

○「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関するQ&A (抄)

平成29年2月16日 (令和7年7月1日更新) 個人情報保護委員会
(利用目的の変更)

Q2-5 個人情報を統計処理して特定の個人を識別することができない態様で利用する場合についても、利用目的として特定する必要がありますか。

A2-5 利用目的の特定は「個人情報」が対象であるため、個人情報に該当しない統計データは対象となりません。また、統計データへの加工を行うこと自体を利用目的とする必要はありません。

○個人情報の保護に関する法律（抄）

平成 15 年 5 月 30 日 法律第 57 号

（利用及び提供の制限）

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（略）

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

一方で、地方公共団体の内部での情報の共有に当たっては、抽象化加工後のレコードを引き続き個人情報として整理する必要があることを踏まえ、本基盤の活用にあたって、システムによる利用の制限及び運用上のルールによる制限の両面から適切にリスク低減のための安全管理措置を講ずる。

<システムによる利用の制限>

- ・ 保有個人情報の所管課において、所管課以外によるデータへのアクセスを制御（統計作成の目的を確認し判断）する形で運用すること
- ・ 所管課以外においてはデータを活用して業務統計の作成を行うことのできる職員は限られた者とすること
- ・ 作成したダッシュボードを共有する場合、読み込んだデータのダウンロード制御をつけ、読み込みデータが取得できないようにすること

<運用上のルール>

- ・ 統計作成の過程で、実質的に個人の特定が可能なダッシュボード等が作成されることも考えられることから、作成したダッシュボード等について、特定の個人との対応関係が排斥されているか等の内容確認を行うこと
- ・ 特定の個人との紐づきが排斥されないダッシュボード等が作成されてしまった場合は、都度削除し、他部署への共有も行わないこと
- ・ 庁内で幅広く共有するダッシュボード等については、統計作成を行った部局において個人の特定が可能な内容が含まれていないか等について慎重に確認するとともに、データ利活用担当部局等においてもダブルチェックすること
- ・ 原則、ダッシュボード等の公開は庁内のみとすること。ただし、市民にとって利益があるものと判断される場合等において、一般公開を妨げるものではない。その場合、k-匿名化等の適切な加工措置を検討し、必ず個人が特定されない状態であることを確認すること

8.2 特定個人情報保護評価（PIA）の実施

BCL は業務継続計画（BCP）対策用の基幹業務データのバックアップとしての位置づけがあることから、マイナンバーを含むデータの保管が可能である。本基盤の活用にあたってマイナンバーを含めるかどうかの判断は自治体によるが、マイナンバーを含むデータの連携にあたっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 28 条において、PIA の実施が義務付けられている。本事業においては、両市において PIA を実施している。

PIA においては、「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」に BCL を指すクラウド型バックアップセンターの記述を追加した。

システム8	
①システムの名称	クラウド型バックアップセンター
②システムの機能	地方公共団体情報システム機構が提供するクラウドサービス(LGWAN-ASP)。 主な機能は次のとおり。 1. 住民情報バックアップ機能 ・地方公共団体が保有する住民情報(住民基本台帳に関する情報等)を特定のデータレイアウトでバックアップ(保管)する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他（ ） ☐ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

図9 評価書記載部分

8.3 活用想定

課題として後述する本稼働の遅延に伴い実ケースへの適用が困難であったため、今後の活用見込みを記述する。

8.3.1 住民の現状把握

基幹業務データは日々収集されており、オープンデータでは得られない、都市の現状を正確に把握するための唯一のデータである。特に、住民基本台帳は多くの政策や制度の基準となるデータであり、当該データを地域や年齢などの属性ごとに詳細に分析することで、住民の現状が把握可能である。

例) 外国人住民動態に基づく支援の検討

外国籍の住民の傾向（特に子どもや高齢者）を把握して今後の支援検討に活用

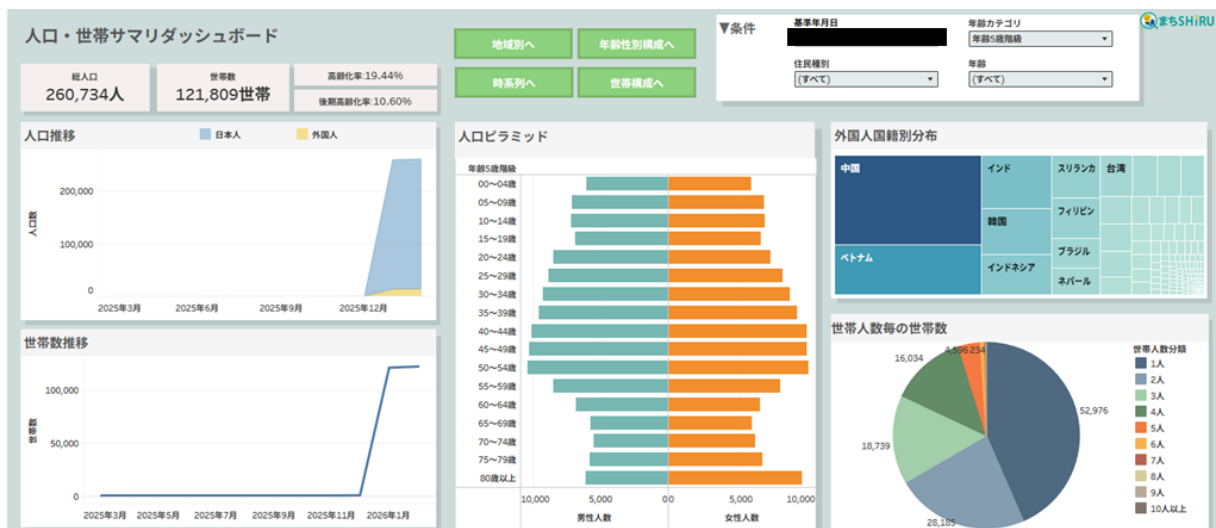


図 10 住民分析イメージ

8.3.2 将来人口推計

人口推計については、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が国勢調査の結果に基づき、市町村ごとの推計を実施し、結果を公表している。しかし、社人研の推計は、5年に1回、国勢調査の約3年後に公表という間隔で最新の状況に基づいていないと言えず、また、市町村個別の事情は考慮されない、市町村内の地区別の状況は不明などの課題がある。

このような課題を解決するため、本基盤では、住民基本台帳の移動に基づく人口推計が可能となっており、地域の実情に即した推計が利用可能である。

例) 公共施設の需要予測・適正配置

多くの自治体で公共施設の老朽化や維持管理費による財政の硬直化などの問題を抱えている。これらの問題に対して、人口推計に基づき、保育所・児童館、小中学校、交流センター、投票所な

ど、様々な公共施設の需要の予測や費用対効果を算出することで、これらを根拠とした統廃合の判断を行うことができる。

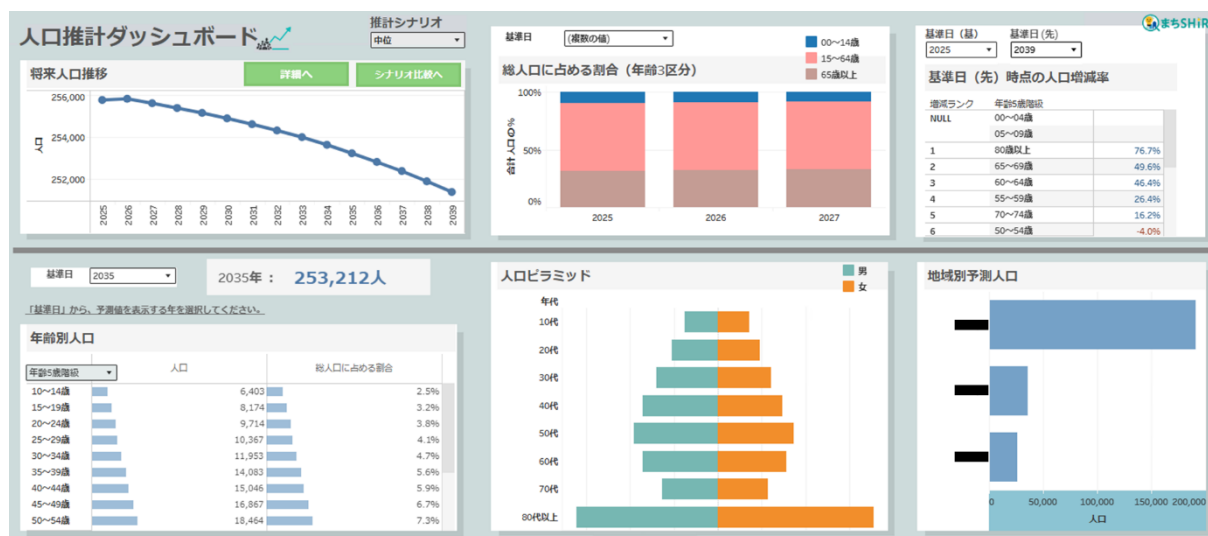


図 11 人口推計イメージ

8.3.3 国・県への報告データの作成

定期的に国・都道府県等実績の報告が求められるデータについて、あらかじめダッシュボードとして作成することで、データのクレンジングや可視化・集計に係る作業を効率化することができる。

例) 母子保健・成人保険事業に係る実績の報告

全ての市町村に対して毎年実施している調査の一例として「地域保健・健康増進事業報告」がある。設問数も多く範囲也多岐にわたっており、集計作業に多くの時間を要しているが、本基盤を活用することによって、基幹業務データから算出可能な部分についての集計作業を効率化することができる。

8.3.4 その他データの集計の自動化

基幹業務データ以外で庁内の各課等が個別に保有しているデータについても集計の自動化が実現できる。

例) アンケート調査の集計・分析

定期的に実施している市民意識調査などアンケート調査の結果は、最終的な成果物が報告書の形となっており、より深く分析したい場合、担当者が個別に元データをクレンジング・集計する必要がある。本基盤を活用することによって、集計作業を効率化するとともに、単純集計や任意の設問とのクロス集計、過年度との比較などのより深い分析が可能となることで、住民のニーズを適切に把握し、政策に反映することができる。

9. KPI の達成状況

KPI の達成状況は図 12 のとおりである。前述のシステム標準化の対応に伴う本稼働の遅延により、令和 7 年度における本稼働期間を短縮しており、実際の利用期間が確保できなかったことから、つくば市においてはケース数が少なくなっている。一方で、独自環境で先行して取り組んでいる浜松市においては、庁内ニーズを適切に把握し、ニーズに合わせた表やグラフ等のダッシュボードを作成・提供している。次年度以降は、ダッシュボード作成支援や操作研修、活用状況の分析・改善等を実施することにより、事業の根拠として利用される数を増やしていく。

KPI	改革前	本年度	目標	達成に向けた取組	
				本年度の取組	次年度以降の取組
【つくば】分析結果を「エビデンス」として利用したケース数	0 (R6.4)	0	20 (R9末)	全部署を対象としたニーズ調査によって、庁内利用ニーズを把握するとともに、詳細ヒアリングを実施し、必要なダッシュボードを具体化した。これにより、ダッシュボードの完成後に事業の根拠として利用される数を確度を高める。	ダッシュボード作成支援や操作研修を実施し、ニーズに合わせた表やグラフ等のダッシュボードを積極的に作成・提供することで、事業の根拠として利用される数を増やす。
【つくば】本基盤で作成した表・グラフの数	0 (R6.4)	20	40 (R9末)	全部署を対象としたニーズ調査によって、庁内利用ニーズを把握するとともに、詳細ヒアリングを実施し、必要なダッシュボードを具体化した。これにより、ダッシュボードの完成後に事業の根拠として利用される数を確度を高める。	ダッシュボード作成支援や操作研修を実施し、ニーズに合わせた表やグラフ等のダッシュボードを積極的に作成・提供することで、事業の根拠として利用される数を増やす。
【浜松】分析結果を「エビデンス」として利用したケース数	0 (R6.4)	24	60 (R9末)	庁内のニーズを適切に把握し、ニーズに合わせた表やグラフ等のダッシュボードを積極的に作成・提供することで、事業の根拠として利用される数を増やす。	既存ダッシュボードの活用状況を分析し改善を加えるとともに、引き続き庁内のニーズを適切に把握し、ニーズに合わせた表やグラフ等のダッシュボードを積極的に作成・提供することで、事業の根拠として利用される数を増やす。
【浜松】本基盤で作成した表・グラフの数	0 (R6.4)	100以上	60 (R9末)	庁内のニーズを適切に把握し、ニーズに合わせた表やグラフ等のダッシュボードを積極的に作成・提供することで、事業の根拠として利用される数を増やす。	既存ダッシュボードの活用状況を分析し改善を加えるとともに、引き続き庁内のニーズを適切に把握し、ニーズに合わせた表やグラフ等のダッシュボードを積極的に作成・提供することで、事業の根拠として利用される数を増やす。

図 12 KPI の達成状況と達成に向けた取組

10. 改革の効果・さらなる業務改善の検討

10.1 改革による効果

改革による効果として期待しているものは次の 3 点である。

(1) データに基づく政策の立案・廃止・見直しによる質の向上

前述した活用事例などに対し、基幹業務データ等の各種庁内データに基づき、仮説を立てて、政策判断を行い、現状に合わせた必要な政策の実施、優先度の低い事業の廃止・見直しにつなげることで、住民サービスの質の向上を実現させるとともに、職員の業務負担を軽減し、持続可能な行政サービスの提供体制の確立に資する。

（２） データ処理の自動化による分析業務の迅速化

表計算ソフトで個別に実施しているデータの集計・分析業務について、本基盤を活用し、必要な数値が得られるようにあらかじめ表やグラフ等のダッシュボードを作成しておくことで、集計・分析に係る作業を大幅に削減することができる。

（３） 共同利用によるコストの縮減

単独自治体では費用が高く導入が難しいところ、マルチテナント化による共同利用を実現することによって、コストを抑えて導入することが可能となる。これにより、様々な自治体からの共同利用への参加が見込まれ、全国的にデータ利活用・EBPM 推進の定着が期待できる。

10.2 更なる業務改善の検討

更なる業務改善として実現したいものは次の２点である。

（１） ノウハウの共有による費用対効果の向上

つくば市、浜松市だけでなく、様々な自治体が共同利用に参加することによって、同じ基本データリスト形式を利用しているというメリットを生かし、参加自治体間で活用事例やテンプレートを共有することで、効果の向上が期待できる。

（２） 対象業務の段階的な拡充

現在、自動連携の対象となる基幹業務データは、住民基本台帳、国民健康保険、健康管理の３種類である。庁内における活用推進を行うとともに、ニーズに応じて自動連携する対象業務を段階的に拡充する。

11. 今年度の取組における課題・要因・解決策、今後の見通し

11.1 取組の中で生じた課題・要因・解決策

取組みの中で生じた主な課題と要因は次の３点である。

<課題１> データ連携における課題

要因１：

基本データリストには版数が存在し、基幹業務ベンダーによって出力するデータの版数が異なっているが、要件の確認不足により、J-LIS が仕様書で示していた BCL の中間 DB において取り込める版数とつくば市・浜松市が出力可能な版数に相違があった。

解決策１：

中間 DB において取り込める版数について、つくば市・浜松市が出力可能な版数への対応を実施した（BCL が対応する基本データリストの版数は表２のとおり）。しかし、今回の対応は暫定的な対応であり、他自治体への横展開に当たっては、自治体ごとに利用するシステムが異なるため、出力可能な版数が中間 DB 取り込むことができる版数と一致しないことが想定される。これは他自治体への横展開に当たっての大きなハードルとなることが想定されることから、次年度以降、関係者を交えて恒久的な対応を検討していく。

表2 BCL が対応する基本データリスト版数 ※太字はつくば市・浜松の版数

業務	基本データリスト
<u>住民基本台帳</u>	001_住民基本台帳_基本データリスト【第 3.1 版】_20240430.xlsx 001_住民基本台帳_基本データリスト【第 3.2 版】_20240930.xlsx 001_住民基本台帳_基本データリスト【第 3.3 版】_20241129.xlsx 001_住民基本台帳_基本データリスト【第 4.0 版】_20250228.xlsx
印鑑登録	002_印鑑登録_基本データリスト【第 2.3 版】_20240430.xlsx 002_印鑑登録_基本データリスト【第 2.4 版】_20250228.xlsx
戸籍	003_戸籍_基本データリスト【第 4.2 版】_20250228.xlsx
戸籍の附票	004_戸籍附票_基本データリスト【第 2.2 版】_20250228.xlsx
選挙（共通）	005_選挙（共通）_基本データリスト【第 4.0 版】_20250228.xlsx
選挙人名簿管理	006_選挙人名簿管理_基本データリスト【第 4.0 版】_20250228.xlsx
期日前・不在者投票管理	007_期日前・不在者投票管理_基本データリスト【第 4.0 版】 _20250228.xlsx
当日投票管理	008_当日投票管理_基本データリスト【第 4.0 版】_20250228.xlsx
在外選挙管理	009_在外選挙管理_基本データリスト【第 4.0 版】_20250228.xlsx
個人住民税	010_個人住民税_基本データリスト【第 8.0 版】_20250430.xlsx
法人住民税	011_法人住民税_基本データリスト【第 8.0 版】_20250430.xlsx
固定資産税	012_固定資産税_基本データリスト【第 8.0 版】_20250430.xlsx
軽自動車税	013_軽自動車税_基本データリスト【第 8.0 版】_20250430.xlsx
収納管理（税務システム）	014_収納管理_基本データリスト【第 8.0 版】_20250430.xlsx
滞納管理（税務システム）	015_滞納管理_基本データリスト【第 8.0 版】_20250430.xlsx
地方税（共通）	016_地方税（共通）_基本データリスト【第 8.0 版】_20250430.xlsx
学齢簿編製	017_就学事務（学齢簿編製）_基本データリスト【第 3.2 版】 _20250228.xlsx
就学援助	018_就学事務（就学援助）_基本データリスト【第 5.0 版】 _20250228.xlsx
<u>健康管理</u>	019_健康管理_基本データリスト【第 3.0 版】_20240430.xlsx 019_健康管理_基本データリスト【第 4.0 版】_20240930.xlsx 019_健康管理_基本データリスト【第 5.0 版】_20250228.xlsx 019_健康管理_基本データリスト【第 5.1 版】_20250430.xlsx ※つくば市の第 3.0 版に対応
児童扶養手当	020_児童扶養手当_基本データリスト【第 4.0 版】_20250228.xlsx
生活保護	021_生活保護_基本データリスト【第 4.0 版】_20250228.xlsx
障害者福祉	022_障害者福祉_基本データリスト【第 3.2 版】_20250228.xlsx
介護保険	023_介護保険_基本データリスト【第 6.0 版】_20250228.xlsx

国民健康保険	024_国民健康保険_基本データリスト【第 3.1 版】_20240430.xlsx 024_国民健康保険_基本データリスト【第 4.0 版】_20240930.xlsx 024_国民健康保険_基本データリスト【第 5.0 版】_20241129.xlsx 024_国民健康保険_基本データリスト【第 6.0 版】_20250228.xlsx 024_国民健康保険_基本データリスト【第 7.0 版】_20250430.xlsx ※浜松市の第 3.1 版に対応
	後期高齢者医療 025_後期高齢者医療_基本データリスト【第 4.0 版】_20250430.xlsx
	国民年金 026_国民年金_基本データリスト【第 3.1 版】_20250228.xlsx
	児童手当 027_児童手当_基本データリスト【第 2.5 版】_20250228.xlsx
	子ども・子育て支援 028_子ども・子育て支援_基本データリスト【第 3.0 版】 _20250228.xlsx
	レセプト管理（生活保護） 035_レセプト管理（生活保護）_基本データリスト【第 2.1 版】 _20250228.xlsx
人口動態調査	038_人口動態調査_基本データリスト【第 1.2 版】_20250228.xlsx
火葬等許可	039_火葬等許可_基本データリスト【第 1.3 版】_20250228.xlsx
特定健診等	040_特定健診等_基本データリスト【第 1.1 版】_20250228.xlsx

要因 2：

中間 DB へのデータ連携に当たり、ルールに基づいた連番の付与及び 1 ファイル当たり 10,000 レコード以内になるように分割という 2 つの要件があり、基幹業務システムから出力されるデータをそのまま利用することができず、データの加工が必要であった。

解決策 2：

両自治体において、各基幹業務システムベンダーに依頼し、必要なデータの加工を依頼して対応を行った。自治体において要件に合わせて加工することは追加の費用負担に繋がることから、影響範囲を検討した上で、廃止も含めた協議を実施する。

<課題 2> システム本稼働の遅延

要因 1：

標準化システムの稼働がつくば市・浜松市ともに令和 8 年 1 月からとなっていたが、1 月以降も切り替えによる対応が生じたことによる本事業のためのデータ出力対応の遅れや、BCL にデータを連携した際に生じたデータ型の不一致などのエラーへの対応による遅れが発生した。

解決策 1：

スケジュールの見直しを行い、本稼働開始日を延期し、今年度の本稼働期間を短縮した。つくば市においては、今年度は、本稼働後を見据えた準備期間として、庁内のデータ分析ニーズ調査などを実施し、速やかに利用が開始できるように努めた。浜松市においては、本事業環境への移行を見据えて、単独環境での活用を推進した。

＜課題３＞ データを活用することができる人材の育成

要因１：

本事業によりデータを可視化・分析できる環境を整えることができた。今後は、データを見て興味関心だけで終わらずに、適切な仮説を立てて政策判断につなげることのできる人材の育成が必要である。

解決策１：

操作説明や人事研修等を実施することによって、継続的に人材育成に取り組むことで、効果を最大化できるように努める。
